

令和5年度青森県庁舎広告掲載事業仕様書

1 広告媒体等

(1) 広告媒体

県庁舎内壁面及びエレベーター床

(2) 場所及び枠数（合計31枠）

①南棟1階エレベーターホール	4枠（B2判縦）
②南棟エレベーター内壁	4枠（B2判縦）
③南棟エレベーター内床	1枠（160cm×150cm）※マット広告
④東棟1階男子トイレ	3枠（A3判横）
⑤南棟1階男子トイレ	3枠（A3判横）
⑥北棟1階エレベーターホール	3枠（B2判縦）
⑦北棟エレベーター内壁	6枠（B2判縦）
⑧北棟1階パスポート窓口	2枠（B2判縦）
⑨北棟1階男子トイレ	3枠（A3判横）
⑩北棟8階エレベーターホール	2枠（B2判縦）

※1 具体的な場所は、別紙「掲出場所一覧」のとおり

※2 かつこ内は、県が指定するパネル等のサイズ

(3) 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

なお、令和6年4月1日以降の事業期間は、1年ごとに行政財産使用期間の更新を受けることにより、令和5年4月1日から3年間を限度として更新できるものとする。

【参考】

県庁舎に勤務する職員数（警察職員を除く。） 約2,000人

北棟にはパスポートの窓口があるほか、本庁各課や銀行、郵便局等への一般来庁者もある。

2 掲出手段等

(1) 広告の掲載は、広告代理業者が、県が設置するパネル内に県の承認を受けたポスター等を掲出することにより行うものとする。

(2) ポスター等の掲出に当たっては、広告内容等について青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準等に基づく審査を受けるため、掲出予定日の10日前までにポスター等図案を県に提出するものとする。

なお、青森県広告掲載基準第2の8「景観及び風致を損なうおそれのあるもの」には、県庁舎内の美観を損ない、一般来庁者に不快感を起こさせるおそれのあるものを含むものとする。

3 広告料等の納入

(1) 広告料は、落札金額をもって年間広告料とし、令和5年度広告料については、令和5年4月28日（金）までに納入するものとする。なお、令和6年4月1日以降において事業期間を更新した場合の広告料については、納入通知書により毎年度の4月末日までに納入するものとする。

(2) 行政財産の使用に係る使用料については、納入通知書により県が指定する期日までに納入するものとする。

4 その他留意事項

- (1) 荷物の運搬等の作業の都合上、エレベーター内を養生するためパネルを一時的に取り外して作業をする可能性があること。
- (2) 工事及びその他都合により、広告掲出のためのパネルの場所が変更になる可能性があること。
- (3) 令和5年度、北棟エレベーターの改修工事を計画しているため、工事期間中は広告掲出場所を変更するものとする。